

# 入 札 説 明 書

1. 入札説明書	P. 2
一般競争入札参加資格申請書	P. 9
納入実績表	P. 10
2. 一般競争入札心得	P. 11
委任状	P. 16
入札書	P. 18
入札辞退届	P. 21

# 入札説明書

土佐清水市立小中学校情報機器購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、当該入札は、県及び18市町村が同一の仕様及び会場で行う（予定）。ただし、入札の手続きは団体ごとに個別で行うため、それぞれの入札に対して参加及び入札の手続きをとること（参加資格確認等の先行手続のスケジュール、郵送入札の可否等も団体により異なるため特に注意されたい。）。なお、合同入札につき、手順が通常と異なる部分があるため、下線部の記載をよく確認のこと。

## 第1 入札及び契約に関する事項

- 1 入札公告日 令和2年7月8日（水）
- 2 契約担当者 土佐清水市長 泥谷 光信
- 3 担当部署 〒787-0392 土佐清水市天神町11-2  
土佐清水市役所2階 土佐清水市教育委員会こども未来課  
TEL：0880-82-1116  
FAX：0880-82-5488

## 4 入札に付する事項

- (1) 入札名  
土佐清水市立小中学校情報機器購入
- (2) 購入物品の名称及び数量  
土佐清水市立小中学校学習者用コンピュータ 661台
- (3) 購入物品の特質等  
別紙仕様書のとおり
- (4) 購入物品の納入期限  
令和3年2月26日
- (5) 購入物品の納入場所  
別紙仕様書のとおり

## 5 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、6により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に

れも該当しない者であること。

- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、土佐清水市長が定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 土佐清水市における「平成31年度・令和2年度土佐清水市物品購入及び役務の提供に係る競争入札参加者」として登録されている者であること。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に、土佐清水市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること。

## 6 入札参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、7に掲げる申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間中に、申請書及び資料を提出しない者ならびに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することはできない。

## 7 申請にあたって提出が必要な書類等

- (1) 一般競争入札参加資格申請書（別紙1）
- (2) 納入実績表（別紙2）

別紙1及び別紙2は市役所ホームページよりダウンロード可能

トップページ【暮らしの情報】→【事業者向け情報】→【一般競争入札公告：土佐清水市立小中学校情報機器購入】

※ 納入実績については、参加資格の判定には影響しないものである。

- (3) 申請書類の提出

申請書類の提出期限は令和2年7月16日（木）午後5時までとし、手渡し又は郵送によって土佐清水市役所土佐清水市教育委員会こども未来課まで提出すること。なお、提出された申請書は、申請者に返還しない。

- (4) 競争入札参加資格の決定

入札参加資格の確認は、申請書類の提出期限日をもって行うものとし、その結

果は令和2年7月20日（月）午後5時までに申請者に対して一般競争入札参加資格決定通知書をFAXにて送信する。なお、一般競争入札参加資格決定通知書の正本については、後日郵送する。

また、FAXにより一般競争入札参加資格決定通知書を受領した場合は、受取確認のため、一般競争入札参加資格決定通知書をコピーし、宛先（業者名）に押印した後、土佐清水市教育委員会こども未来課まで送信すること。

(5) 入札参加資格の喪失

入札参加資格決定通知後において、入札参加決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

ア 5に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 質疑事項

(1) 質疑事項がある場合には、令和2年7月16日（木）午後5時までに土佐清水市教育委員会こども未来課まで持参するかFAX（電話でその旨を連絡すること。）により提出すること。

(2) 質疑書に対する回答は、令和2年7月20日（月）午後5時15分までに回答する。回答は土佐清水市ホームページに掲載する。

9 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

令和2年7月21日（火）午後1時

(2) 入札及び開札の場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎1階 正庁ホール

(3) 入札書の記載内容等

ア 入札書提出年月日

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）（同会場にて行われる別団体の入札の参加者又は代理人が、本件入札の参加者を兼ねることを妨げない。）

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印（本件入札内において他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札は無効となるが、同会場にて行われる別団体の入札の参加者又は代理人が、本件入札の代理人者を兼ねることを妨げない。）

エ 入札金額

オ 契約件名又は対象

入札参加者又はその代理人（以下、「入札者」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。た

だし、入札金額を訂正することはできない。

入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

#### (4) 入札書の提出方法

ア 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、別記第2号様式による入札書を用いて入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

イ 入札者は、指定の日時に指定の場所に出頭し、入札場所の受付に入札参加資格決定通知書の写しを提出しなければ、入札に参加することができない。

ウ 入札者が代理人であるときは、別記第1号様式による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ投かんすることができない。

エ 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものと取り扱うものとする。

オ 入札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

カ 入札時間を過ぎても指示に従わず故意に投かんしないときは、入札の辞退をしたものとして取り扱うものとする。

キ 入札者は、(1)に掲げる日時及び(2)に掲げる場所において所定の入札箱に投かんしなければならない。

#### 10 入札書に記載する金額

(1) 入札金額は、4に掲げる物品の購入金額を入札書に記載すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※1台当たり単価ではなく、総価格(消費税抜き価格)を記載すること。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とする。

#### 12 入札の無効等

一般競争入札心得第8条に該当する入札は無効とする。

#### 13 入札の取りやめ等

入札参加資格者に連合その他不穏な動きがあり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### 1.4 合同入札の実施手順

一斉に入札及び開札を実施する。ただし、予定価格の推定等を防ぐため、以下の手順により実施する。

(1) 委任状等の事前提出書類があれば提出する。

(2) 入札執行団体ごとに、順番に入札を実施していく。

(3) 一斉に開札を実施するが、開札後直ちには開札の結果を発表せず、再入札となった団体があれば先にその再入札を行う。

※ 実施中の再入札に関係ない自治体の職員、事業者等は、当該入札を傍聴するものとし、会場内の所定の位置にて傍聴するものとする（退室不可。）。

※ 入札執行者においては、傍聴中も入札箱（開扉状態のままとする）、予定価格調書（裏面）及び入札書（裏面）が入札者から見える状態で所定の位置に設置しておくものとする。

(4) 全団体の入札において再入札の可能性がなくなった後、入札執行団体ごとに順番に、入札結果の発表（落札者決定、くじの実施、打切りの発表等）を行う。

(5) 更改入札を行う団体が生じた場合は、他の団体においては、随意契約交渉、入札記録の公表等の際において予定価格を公表しないものとし、全ての更改入札が終了した後に公表する。

※ 合同入札は、高知県教育委員会にて調整を実施するため、当該合同入札に関する疑義等は下記まで問い合わせること。

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県教育委員会事務局 教育政策課 情報政策担当

【情報機器整備担当】

川村、宮林、中澤

TEL : 088-821-4904

FAX : 088-821-4558

E-mail : [310101@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:310101@ken.pref.kochi.lg.jp)

(FAX又はメールにて問い合わせる場合は、送信後に電話にて受信確認すること。)

#### 1.5 開札

(1) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者は、特に事情がある者のほかは開札に立ち会うものとする。

(2) 開札場には、入札者、入札事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（1）の立会い職員以外の者は入場することはできない。ただし、合同入札参加者であって、当該入札手続きを傍聴する者を除く。

(3) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- (4) 入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札者に該当する者であることを証明しなければならない。
- (5) 入札者は、入札関係職員が特にやむをえない事情があると認める場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札場において、次に掲げるいずれかに該当する者は、当該開札場から退場させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (7) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。
- (8) 再度の入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- (9) 再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った入札者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

#### 1.6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者の指示する時点において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 1.7 契約の締結

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第3条の規定により、当該入札案件の契約については、土佐清水市議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決後、契約の効力発生通知書の通知をもって本契約とする。なお、議決については令和2年8月会議（8月上旬）を予定。
- (2) 落札決定から土佐清水市議会の議決を経るまでの間に、落札者である者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは仮契約を締結しない、又は解除することがある。
  - ア 5の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - イ 土佐清水市から指名停止などの措置を受けたとき。

#### 1.8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の作成の要否 要
- (3) 入札者は、入札後一般競争入札心得又はあらかじめ示された入札条件、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出書類に虚偽のあった場合は、契約を解除するとともに虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札終了後、落札者は課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書

を提出すること。

(6) 費用負担

入札者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、全て当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(7) 合同入札参加者の傍聴

同会場にて行われる別団体の入札の執行職員、入札参加者、代理人等は、本件入札の手続を傍聴することができる。傍聴にあつては、所定の位置にて傍聴するものとする。

(8) 別団体入札の情報提供

同会場にて行われる別団体の入札の情報については下記ホームページを参照すること（令和2年6月19日時点高知県把握情報）。なお、団体によって書類提出のスケジュールや詳細条件等が異なるため、入札の詳細については必ず当該団体が直接提示する情報を確認のこと。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/2020061900204.html>

## 第2 問い合わせ先に関する事項

〒787-0392

高知県土佐清水市天神町1-2

土佐清水市役所2階 土佐清水市教育委員会こども未来課

TEL (0880) 82-1116 FAX (0880) 82-5488

(別紙 1)

## 一般競争入札参加資格申請書

令和 年 月 日

土佐清水市長 泥谷 光信 様

下記の入札案件に参加したく申込みます。

入札名

---

住 所

名称及び代表者

印

(別紙2)

## 納入実績表

令和 年 月 日

土佐清水市長 泥谷 光信 様

住 所

商号及び代表者氏名

### 行政機関等への納入実績一覧表

納入日	納入物品名	発注者	納入金額

(注)

- 1 過去2年において、今回の入札に係る物品と種類及び規模が同等以上の物品を国又は地方公共団体に納入し、これを誠実に履行したものの実績がある場合は記入すること。
- 2 1の実績に係る契約書及び完了検査合格通知書等履行が確認することができるものの写しを添えること。
- 3 納入実績については、参加資格の判定には影響しないものである。

## 一般競争入札心得

(目的)

**第1条** 土佐清水市立小中学校情報機器購入の一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、土佐清水市契約規則（昭和59年規則第1号。以下「規則」という。）及びその他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

**第2条** この入札に参加することができる者は、一般競争入札参加資格決定通知書により決定された者とする。また、別表に掲げるいずれにも該当しない者とする。

(入札保証金)

**第3条** 入札保証金は免除とする。

(入札の基本的事項)

**第4条** 入札参加者又はその代理人（以下、「入札者」という。）は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、別記第2号様式による入札書を用いて入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時に指定の場所に出頭し、入札場所の受付に入札参加資格決定通知書の写しを提出しなければ、入札に参加することができない。
- 3 入札者が代理人であるときは、別記第1号様式による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ投かんすることができない。
- 4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 6 入札時間を過ぎても指示に従わず故意に投かんしないときは、入札の辞退をしたものとして取り扱うものとする。

(入札の方法等)

**第5条** 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。

3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。

5 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

(公正な入札の確保)

**第6条** 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取り止め等)

**第7条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめ、若しくは当該入札者を入札に参加させないことがある。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(無効の入札)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 入札書の金額を訂正した入札又は金額無記入の入札

(4) 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、その意思表示が不明りょうである入札

(5) 明らかに談合によると認められる入札

(6) 本件入札内において他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 所定の入札箱に投かんしなかった入札

(8) その他入札に関する諸条件に違反した入札

(落札者の決定方法)

**第9条** 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の場合において、落札となる入札があったときは、入札名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者の指示する時点において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札)

**第10条** 開札した場合において、落札者となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札者は再度入札に参加することができないものとする。
  - (1) 第4条第4項から第6項までの規定のいずれかに基づき辞退として取り扱われた場合
  - (2) 第8条第1号、第2号又は第5号から第7号までの規定のいずれかに該当し、無効とされた場合
- 4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の価格を記載した入札者は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。
- 5 第2項の規定による第3回目（競争性が失われた場合には、第1回目又は第2回目。以下この項において同じ。）の入札までに落札者がいない場合において、同項の規定による第3回目の入札における最低の価格をもって入札した者（無効扱いされた者を除く。）は、入札執行者が必要と認めた場合、速やかに第3回目の入札時の見積根拠資料を提出しなければならない。
- 6 前項の場合において、最低価格者（辞退者を除く。）から順次に随意契約の折衝を行うことがある。
- 7 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の制限内で随意契約を行うことがある。

(開札)

**第11条** 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者は、特に事情がある者のほかは開札に立ち会うものとする。

(契約の締結)

**第12条** 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第3条の規定により、当該入札案件の契約については、議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決後、契約の効力発生通知書の通知をもって本契約とする。なお、議決については令和2年8月会議（8月上旬）を予定。

(契約保証金)

**第13条** 契約保証金は免除とする。

(契約書の提出)

**第14条** 落札者は、落札後において交付された契約書に記名押印し、土佐清水市役所土佐清水市教育委員会こども未来課に提出しなければならない。

(異議の申立て)

**第15条** 入札者は、入札後この心得又はあらかじめ示された入札条件、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

**第16条** 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。ただし、合同入札に参加する他の団体にて更改入札を実施する場合は、入札記録は当該更改入札の終了後に公表することとする。

**別表(第2条関係)**

- 1 暴力団(土佐清水市暴力団排除条例(平成22年条例第31号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第7条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その契約に係る業務又は補助金等に係る事業(以下「業務等」という。)に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- 4 暴力団員等を雇用している者
- 5 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- 6 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- 7 その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- 8 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- 9 その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者

別記

第1号様式（第4条関係）

委 任 状

令和 年 月 日

土佐清水市長 泥谷 光信 様

（委任者）

住 所

氏 名

印

下記の者を代理人と定め、令和2年7月21日執行の土佐清水市立小中学校情報機器購入の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住所

氏名

印

（入札書使用印）

**記載例**

別記

第1号様式（第4条関係）

委 任 状

令和〇年〇月〇日

**委任した日を記載**

土佐清水市長 泥谷光信 様

（委任者）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇〇

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

**一般競争入札参加資格申請書で届出している使用印を押印**

下記の者を代理人と定め、令和2年7月21日執行の土佐清水市立小中学校情報機器購入の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住所 〇〇市〇〇町〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

（入札書使用印）

**代理人の印を押印**

別記

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

土佐清水市長 泥谷 光信 様

住 所  
氏 名

印

## 入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額												
契約件名 又は対象	土佐清水市立小中学校情報機器購入											

備考1 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。

3 入札金額の数字の頭に¥を冠し、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

**記載例① 入札参加者本人が入札する場合**

別記

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

**提出年月日を記載**

土佐清水市長 泥谷 光信 様

住 所 ○○市○○町○○○

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

**会社印及び代表者印を押印**

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額														
契約件名 又は対象	土佐清水市立小中学校情報機器購入													

備考1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。

3 入札金額の数字の頭に¥を冠し、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

**記載例② 代理人が入札する場合**

**第2号様式**（第4条関係）

令和 年 月 日

**提出年月日を記載**

土佐清水市長 泥谷 光信 様

住 所 ○○市○○町○○○

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

代理人 ○○市○○町○○○

○○ ○○ 印

**代理人印のみ押印、上段に会社印及び代表者印を押印しないこと**

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額													
契約件名 又は対象	土佐清水市立小中学校情報機器購入												

備考1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。

3 入札金額の数字の頭に¥を冠し、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

第3号様式

# 入札辞退届

件名 土佐清水市立小中学校情報機器購入

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

土佐清水市長 泥谷 光信 様

住 所  
氏 名

印

備考 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

なお、代理人が入札辞退届を提出する場合にあつては、委任状を添えること。